

若年認知症グループ どんどん 会則

(目的)

第1条 本会は、若年認知症の本人が、人生を自分らしくイキイキ生きていくために、次のことを会の活動目的とする。

1. 本人・家族・サポーターが共に役割を担い、感動のある体験を生み出す。
2. 若年認知症を支える輪を広げ、希望をもてる社会環境の構築に取り組む。

(名称)

第2条 本会は、若年認知症グループ どんどんと称する。

(活動)

第3条 本会は、第1条の目的を達するために次の活動を行う。

1. 若年認知症当事者及び家族支援の活動
2. 若年認知症に関する社会や地域の理解と支援を図る活動
3. 若年認知症に関する相談活動
4. 本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、川崎市及びその周辺に居住する若年認知症当事者、家族及び本会の目的に賛同する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置くことができる

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 会計 1名～2名
(4) 会計監査 1名 (5) 事務局 1名

第6条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(運営費用)

第7条 本会の運営費用は、会費、助成金及び寄付金によりまかなう。

(運営)

第8条 本会の運営は、役員会及び定例会で行う。

(付則)

1. この会則は、平成27年4月28日より施行する。

若年認知症グループ どんどん 会則 平成27年4月28日制定